

下條村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 12 月

下條村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に下條村の小、中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「下條村通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とします。

- 下條村教育委員会（事務局）
- 下條村役場総務課
- 下條村役場振興課
- 長野県飯田建設事務所
- 阿南警察署
- 阿南交通安全協会下條支部
- 下條小学校
- 下條小学校PTA
- 下條中学校
- 下條中学校PTA

（必要に応じて参加を要請する機関）

- 地区代表者

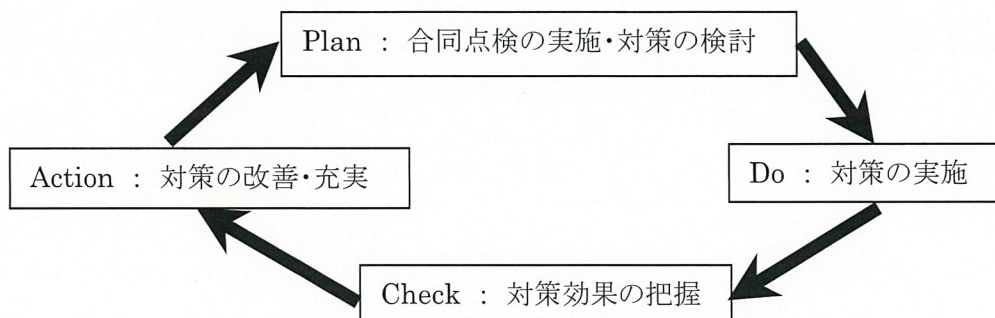
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

通学路安全推進会議では、継続的な通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も、関係機関が連携して、必要に応じて合同点検等の現地調査を実施するとともに、対策の改善及び充実を図るものとします。

また、これらの取組をPDCAサイクルとして、継続的に実施し、通学路の安全性の向上を図るものとします。

【通学路安全確保に向けたPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施

- ・小、中学校から要望された危険箇所について、各関係機関で検討し、必要に応じて通学路安全推進会議による合同点検を実施します。
- ・随時、小、中学校から合同点検の申し入れがあった場合にも、必要に応じて実施します。

(3) 対策の検討

- ・対策が必要な箇所については、歩道整備や防護柵設置、道路標識の設置等のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な対策や計画を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・対策実施後についても、実際に期待した効果が上がっているかなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【参考例】

H24.8 緊急合同点検実施状況



対策後

